

○南あわじ市ケーブルテレビ広告放送取扱要綱

平成21年2月26日

告示第11号

改正 平成23年10月25日告示第70号

平成26年3月31日告示第19号

令和2年3月18日告示第13号

令和4年3月30日告示第21号

(趣旨)

第1条 この告示は、南あわじ市ケーブルテレビの広告(以下「広告」という。)の放送について、南あわじ市広告掲載要綱(平成19年南あわじ市告示第15号)及び一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟が定めた放送基準(平成9年9月24日制定)及び有線テレビジョン放送サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン(平成20年3月19日制定)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容等)

第2条 広告の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 企業名、事業所名、商品名等の告知
- (2) 売り出し及びイベントの案内
- (3) 求人の案内
- (4) 生徒、会員等の募集案内
- (5) その他広告として適当と認めるもの

2 第5条の規定により広告の放送の決定を受けたもの(以下「広告主」という。)は、広告内容について著作権の確認を行い、著作権料が発生する場合は、広告主がその費用を負担しなければならない。

(広告の放送期間等)

第3条 広告の放送期間、回数、放送時間及び料金は、別表のとおりとする。

2 災害発生時等の緊急放送又は事故、故障等による修理若しくはメンテナンスを行う場合は、広告の放送を一時停止するものとする。

(広告放送の申込み)

第4条 広告の放送を希望するもの(以下「申込者」という。)は、ケーブル

テレビ広告放送申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に広告の映像記録媒体を添えて当該放送の開始希望日の7日前までに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込みに関し、必要があると認めるときは、申込者に対し、資料の提供を求めることができる。

（広告放送の決定）

第5条 市長は、申込書の提出があったときは、広告放送の可否を決定し、ケーブルテレビ広告放送決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

（広告料金の納付）

第6条 広告主は、市長が指定する期日までに広告料金を一括納付するものとする。

（広告放送の取消し）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の放送を取り消すことができる。この場合において、これによって生じた損害に対しては、市はその責任を負わない。

- (1) 指定する期日までに広告料金の納付がないとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が広告の放送を適切でないと判断したとき。

- 2 市長は、前項の規定により広告の放送を取り消した場合は、広告主にその旨を通知しなければならない。

（広告料金の返還）

第8条 既に納付した広告料金は、返還しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 広告主の責めに帰すことができない事由により広告を放送することができなくなったとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、市長が特別な事由があると認めるとき。

- 2 前項ただし書の規定により返還する広告料金には、利子を付さない。

- 3 第1項ただし書の規定にかかわらず、第3条第2項の規定により広告の放送を一時停止した場合は、広告料金は返還しない。

(広告主の責務)

第9条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に連絡しなければならない。

- (1) 広告の内容を変更するとき。
- (2) 申込書又は添付書類の内容に変更があったとき。

2 広告主は、広告の内容等放送された広告に関する一切の責任を負うものとする。

3 第三者から、市に対して、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の自らの責任及び負担において解決するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、広告の放送に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年3月1日から施行する。

附 則 (平成23年告示第70号)

この告示は、平成23年10月25日から施行する。

附 則 (平成26年告示第19号)

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に決定された広告放送に係る料金については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年告示第13号)

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に決定された広告放送に係る料金については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年告示第21号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

ケーブルテレビ広告放送料金表

(1) 15秒広告放送料

放送期間・回数	料金
1週間・35回以上	9,000円
2週間・70回以上	15,000円
3週間・105回以上	21,000円
4週間・140回以上	27,000円
5週間・175回以上	32,100円
6週間・210回以上	37,100円
7週間・245回以上	42,200円
8週間・280回以上	47,300円
9週間・315回以上	52,300円
10週間・350回以上	57,400円
11週間・385回以上	62,400円
12週間・420回以上	67,500円
13週間・455回以上	70,900円
14週間・490回以上	74,300円
15週間・525回以上	77,800円
16週間・560回以上	81,200円
17週間・595回以上	84,600円
18週間・630回以上	88,000円
19週間・665回以上	91,400円
20週間・700回以上	94,800円
21週間・735回以上	98,300円
22週間・770回以上	101,700円
23週間・805回以上	105,100円
24週間・840回以上	108,500円

(2) 30秒広告放送料

放送期間・回数	料金
1週間・35回以上	14,000円
2週間・70回以上	23,300円
3週間・105回以上	32,700円
4週間・140回以上	42,000円
5週間・175回以上	49,900円
6週間・210回以上	57,800円
7週間・245回以上	65,600円
8週間・280回以上	73,500円
9週間・315回以上	81,400円
10週間・350回以上	89,300円
11週間・385回以上	97,100円
12週間・420回以上	105,000円
13週間・455回以上	110,300円
14週間・490回以上	115,500円
15週間・525回以上	120,800円
16週間・560回以上	126,000円
17週間・595回以上	131,300円
18週間・630回以上	136,500円
19週間・665回以上	141,800円
20週間・700回以上	147,000円
21週間・735回以上	152,300円
22週間・770回以上	157,500円
23週間・805回以上	162,800円
24週間・840回以上	168,000円

備考 放送期間の端数日が発生した場合、上記表に準じて別途定める。

様式第1号(第4条関係)

ケーブルテレビ広告放送申込書

年 月 日

南あわじ市長 様

申込者 住所(所在地)
氏名(法人その他の団体にあつては名称及び代表者氏名)

連絡先 担当者部署・氏名
電話 FAX
電子メール

南あわじ市ケーブルテレビ広告放送取扱要綱第4条第1項の規定により、次のおり申し込みます。広告放送の可否の決定に当たり、市が当方の市税の納付状況を確認することに同意します。

放送内容	
放送形態	1 静止画(音声・テロップ) 2 動画
放送時間	A 15秒 B 30秒
放送期間	年 月 日()～ 年 月 日()

承諾書

南あわじ市ケーブルテレビ広告放送取扱要綱の内容について承諾いたします。

申込者氏名(法人その他の団体にあつては名称及び代表者氏名)

備考

- 1 申込者の事業概要がわかる資料及び広告放送用の映像記録媒体を添付してください。
- 2 画像素材がある場合は、その映像記録媒体を添付してください。

様式第2号(第5条関係)

ケーブルテレビ広告放送決定通知書

第 号
年 月 日

南あわじ市長



年 月 日付けで申込のありましたケーブルネットワーク淡路広告放送につきまして、次のとおり決定しましたので、南あわじ市ケーブルテレビ広告放送取扱要綱第5条の規定により通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 放送します <input type="checkbox"/> 放送しません 【理由】
放送時間	A 15秒 B 30秒
放送期間	年 月 日()～ 年 月 日()
広告料金	円
広告料金の納期限	年 月 日

注意

広告料金は、納期限までにお支払いください。